

青森県報

第十二号

令和七年
十二月八日
(月曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障
社が課い) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……二
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構
造政策課) ……二
- 右 同……………(同) ……三

公 告

告 示

青森県告示第五百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
青い森薬局	青森市岡造道二丁目四の三三	令和七・三・一
薬局A I N A	上北郡六戸町小松ヶ丘二丁目七七の六六五	〃

青森県告示第五百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
サカエ薬局板柳	北津軽郡板柳町大字福野田字実田四五の三	令和七・三・三

青森県告示第五百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和七年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日

薬局おきだて	青森市緑三丁目九の二	令和 七・九・三〇
サカエ薬局西北	五所川原市字川端町一一の八	七・三・二五

青森県告示第五百九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和七年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	勤務する病院等		診療科目	指定期日
	名称	所在地		
葛西 崇	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科（聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害）	令和 七・三・一
松下 大佑	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科（聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害）	〃

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字土堂字早川二九三の一	田	五、〇五九
弘前市大字土堂字早川三〇三	田	二六二
弘前市大字土堂字早川三七八	田	二九六

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが事実と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
弘前市大字土堂字早川二九三の一	令和八年四月	一〇年	六五七、〇〇〇
弘前市大字土堂字早川三〇三	令和八年四月	一〇年	三四、〇〇〇
弘前市大字土堂字早川三七七	令和八年四月	一〇年	三八、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年十二月二十二日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があつたので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和七年十二月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
弘前市大字坂市字亀田二〇の一	田	三、五〇九
弘前市大字坂市字亀田二三の一	田	二〇九

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確實と認められる。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
弘前市大字坂市字亀田二〇の一	令和八年四月	一〇年	二八〇、〇〇〇
弘前市大字坂市字亀田二三の一	令和八年四月	一〇年	一六、〇〇〇

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年十二月二十二日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭